



学童クラブ 障がいのある児童の 利用登録について

こども福祉部児童施設課 学童・児童館係

児童館での過ごし方

小学生の児童館での過ごし方

障がいのある児童は、ランドセル来館の利用ではなく、学童クラブを利用していただきます。
自由来館を利用される場合は、保護者と一緒にきてください。

【学童クラブ】

放課後に学校からランドセルを背負ったまま児童館に来て、指導員の見守り・支援のもとで過ごします。

【ランドセル来館】

放課後に学校からランドセルを背負ったまま児童館に来て、自由に過ごします。

【自由来館】

放課後に一度家に帰って、ランドセルを置いてから児童館に来て、自由に過ごします。

学童クラブ

学童クラブとは？

学童クラブとは、児童福祉法第6条の3第2項の「放課後児童健全育成事業」で定められた、**保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象**に、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

地域により「学童保育」、「学童クラブ」、「放課後児童クラブ」と呼ばれています。

千歳市では18か所の学童クラブを開設

No	学童クラブ名	実施場所	小学校区	定員
1	青空学童クラブ	千歳小学校内	千歳小学校	50
2	信濃学童クラブ	しなの児童館	信濃小学校	40
3	ひまわり学童クラブ	いずみさわ児童館	泉沢小学校	40
4	ふれあい学童クラブ	ひので児童館	日の出小学校	45
5	すこやか学童クラブ	ほくおう児童館	桜木小学校	40
6	祝梅学童クラブ	しゅくばい児童館	祝梅小学校	50
7	清流学童クラブ	せいりゅう児童館	千歳第二小学校	55
8	向陽台小学童クラブ	向陽台小学校内	向陽台小学校	45
9	ちとせっこ学童クラブ	ちとせっこセンター	末広小学校	55
10	にじいろ学童クラブ	ほくよう児童館	北陽小学校	65
11	たいよう学童クラブ	学童クラブ施設	北陽小学校	55
12	にこにこ学童クラブ	学童クラブ施設	北陽小学校	55
13	希望が丘学童クラブ	げんきっこセンター	北栄小学校	50
14	あすなろ学童クラブ	末広会館内	高台小学校	40
15	みどりっこ学童クラブ	学童クラブ施設	緑小学校	55
16	よつば学童クラブ	学童クラブ施設	緑小学校	55
17	きらきら学童クラブ	みどり台児童館	みどり台小学校	50
18	ぴかぴか学童クラブ	みどり台児童館	みどり台小学校	50

各学童クラブでは、
基本的に職員2人
で定員の人数を見
ています。

児童館併設11か所
学校併設2か所
公共施設内1か所
単独施設（2施設）4か所

開所日及び開所時間



【開所日】

日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
を除く毎日

【開所時間】

- 学校で授業のある日：放課後～18時30分
- 学校休業日：8時～18時30分

【利用時間】

- 勤務時間＋通勤時間
- 仕事が休みの日や、シフト勤務で早く帰ってきている日は、利用不可

登録期間

【登録日】

- 4月1日
- 年度途中から利用する場合は、各月1日又は16日

【解除日】

- 登録開始日の属する年度末
- 年度途中で利用を終了する場合は、各月15日又は末日

【更新】

- 基本は4月1日から翌年の3月31日までの登録
- 登録は自動更新されないため、1年に1回登録手続きが必要です

登録要件

- 児童の保護者が就労または病気などの理由で長期にわたり留守家庭となる場合

【登録基準】保護者の勤務日数が週3日以上で、かつ、勤務の終了する時間が15時以降の場合（1年生は14時以降でも可）

- その他、市長が必要と認める場合

認定こども園等と異なり、求職活動は登録要件に該当しません



保護者負担金（利用料）について

- 毎月、学童クラブ保護者負担金（保育料）がかかります
- 保護者負担金（保育料）は、前年の所得に応じて10階層（月額 1,650円～8,150 円・生活保護世帯は無料）
- 同一世帯から同時期に2人以上の児童が学童クラブに登録している場合は、2人目以降は半額

障がいのある児童の 利用・登録

障がいのある児童の登録について

【対象】

集団生活が可能で、かつ、日々通所できる軽度の障がい児

引用：千歳市学童クラブ管理運営要綱

- ・ 利用形態：通年利用 （長期利用のみ不可）
- ・ 学童クラブには送迎サービスはありません
 - 学校から学童クラブまでは、児童が自力で歩いて通う
 - 自力で通えない場合は、保護者又はそれに代わる大人が送迎する

申請から決定までの流れ

登録申請 9月上旬～9月中旬、今年は9月1日（火）～9月16日（水）

- ・療育手帳、診断書、受給者証、こどもの発達と支援の記録ファイル等の提出
- ・事前予約が必要

認定こども園等での児童の過ごし方や障がいの程度の把握

- ・生活面の自立、集団行動の様子
- 先生や友人とのコミュニケーション等の確認

学童クラブの体験入所（申請受付後から10月上旬）

申請から決定までの流れ

障がい児利用登録判定委員会（10月下旬）

受入可否の決定

- ・ 児童の様子と受入態勢の観点から、学童クラブでの生活が可能か判断
- ・ 不可となった場合に、福祉サービス等の利用を検討できるよう、早い時期に可否を決定

来年3月に、登録先となる学童クラブも含めて登録決定
（基本的には4月から通学する小学校区の学童クラブ）



詳細情報の確認方法

障がいのある児童の学童クラブへの登録方法などについて御案内しました。

障がいのある児童以外の登録方法は異なりますので御留意ください。

また、8月中は申請に関して相談期間を設けます。

学童クラブの登録の詳細については、
広報ちとせ8月号（8月10日発行）や、
市のホームページ（8月上旬に情報を更新する予定）等で
御確認ください。